

令和6年度「横手市ホームページ」バナー広告掲載要領

1. 「横手市ホームページ」トップページのアクセス数

令和5年2月1日から令和6年1月31日までの1年間のアクセス数は、約52万件(Googleアナリティクスによるページビュー数)。

2. 広告の規格等

- 1) 広告は、トップページ下部に常設掲示する。
- 2) バナー広告1枠の大きさは、縦100px×横240pxとする。
- 3) データ容量は、300KB以内とする。
- 4) データ形式は、GIF(アニメーション、透過不可)、またはJPEGとする。
- 5) 禁止事項は、次のとおりとする。
 - ① 画像の分割
 - ② 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
 - ③ アラートマークのように、警告を発しているかのような誤解を与えるもの
 - ④ ラジオボタンのように、選択できるような誤解を与えるもの
 - ⑤ テキストボックスのように、入力できるような誤解を与えるもの
 - ⑥ プルダウンメニューのように、下に選択肢があるような誤解を与えるもの
- 6) 次の構造や機能を有するウェブページへのリンク指定は禁止する。
 - ① 専ら広告以外の情報で構成したページ
 - ② 広告を取り扱う企業(以下、広告主という)のウェブサイトであることが分かりにくいページ
 - ③ 広告主以外のものが書き込みできる機能を有するページ

3. 枠数及び広告の掲載期間

枠数は、原則8枠とする。広告の掲載期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までとし、掲載は1か月単位で、同一の広告を複数回または連続しての掲載も可能とするが、同一期間内で同一の広告主が同一のリンク先の複数の掲載は不可とする。また、掲載の開始日、終了日は掲載月の初日、末日とする。

なお、ホームページのメンテナンス等による公開停止期間も掲載期間に含める。

4. 広告の募集

広告は市が募集する。

5. 広告主の条件

広告主は、市内に事業所を有する企業を優先する。

6. 広告の作成

広告主が責任をもって作成する。

7. 広告の掲載申請

広告主は、広告掲載を希望する月の1か月前までに、「横手市ホームページ」バナー広告掲載申込書のほか、掲載広告データ及びリンク先URLを記したテキストファイルをメール等で添付のうえ、市に申請する。ただし、市税等を滞納している者は申請できない。

また、広告は横手市広告掲載要綱に定める広告の範囲に適合するものであって、企業等のイメージ、メッセージ等を周知する内容であること。

8. 広告の掲載決定

市は、申請された広告案の内容等について審査を行い、広告掲載の可否を「横手市ホーム

ページ」バナー広告掲載（不掲載）決定通知書」により広告主に通知する。

なお、掲載を決定する際には、横手市ホームページとの整合性を図るため、広告の色や文書などの変更を条件として付す場合がある。

9. 広告枠への掲載順

市が決定する。

10. 広告掲載料

1 枠 1 か月 5,000 円とする。

11. 広告掲載料の納付

広告主は広告掲載を希望する月の 10 日前までに市が指定する方法で納付する。

12. 掲載を決定した広告の取り下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、市へ申出書を提出する。ただし、この場合、市は広告主へ広告掲載料を還付しない。